

GLOBAL ACCOUNTING

Chapter 15

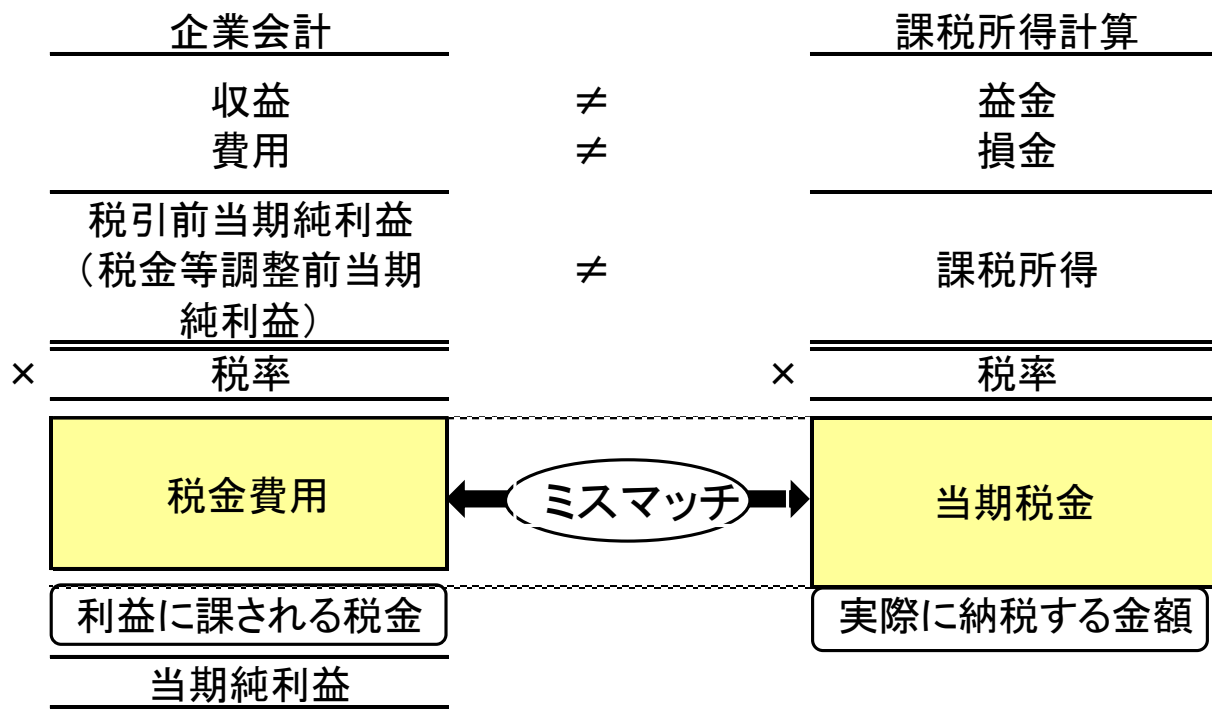
法人所得税の会計

本章の目的

- 企業の法人所得税の会計について、以下の点を理解する。
 - 現在適用されている税効果会計における資産負債法は、どのような会計処理か
 - 資産負債法は、繰延法とどのように異なっていて、その理由はなぜか
 - 税効果会計の適用で生じる繰延税金資産および繰延税金負債とは何か
- 法人所得税の会計は、企業会計上の費用として当期税金を処理していることが明らかになる。

SEC.1 法人所得税等の会計

- 当期税金(current tax)
- 企業会計上の () (accounting profit)の金額を基礎として、
- () (taxable profit)を計算して、
- それに**税率**を乗じて算定



税金の会計処理

① 現金主義

- ・ **実際に支払われた税金の金額**を、その支払いが行われた会計期間における として計上する方法
- ・ この方法は、**現金主義**に基づいた**損益計算**と一致した考え方で、現在の に基づいた**損益計算**には**不適切**

② 納税額方式 (taxes payable method)

- ・ **課税所得計算**により計算された (**法人税、住民税および事業税等**) の金額を、当該会計期間の として計上する方法
- ・ この方法では、**当期税金**が、企業の費用項目というよりはむしろ の一つとして処理されており**問題**

③ 税効果会計 (tax effect accounting)

- ・ **利益に課される税金**は、利益を稼得する上で企業により負担されるべき と考えられ、その税金の対象となった**収益および費用と同一の事業年度に計上**する考え方
- ・ **税効果会計**では、**利益**に課される**税金費用**に関して会計処理するもので、
- ・ は**税金費用**と とに**期間配分**される。

SEC.2 税効果会計の処理方法

・税効果会計の処理方法

企業会計と課税所得計算とは、その目的が異なっていることから、企業会計上の（ ）の金額と課税所得計算上の（ ）の金額に相違が生じる。

（ ）観
に基づいた税効果
会計

（ ）法
(deferral method)

（ ）法 (liability
method)

（ ）観
に基づいた税効果
会計

（ ）法
(asset-liability method)

収益費用観 に基づいた 税効果会計

繰延法

負債法

益金 ≠ 収益
損金 ≠ 費用



課税所得 ≠ 税引前当期純利益
(税金等調整前利益)

原因 = ()
(terminal differences)

期間差異の発生年度における損
益計算を重視して、
企業会計上の () に対応
する () を費用計
上する会計処理

- 期間差異に関する税効果を、
期間差異が取り崩される将来の
事業年度まで
() 方法
- 繰延税金負債および繰延税金資産は、
() と考えない。
- 期間差異の発生年度の税率で
税効果を繰延税金負債または
繰延税金資産として計算し、
その後の税率の変化による
修正は行わない。

- 期間差異について予期される税効果を、
翌期以降の未払税金としての負債、
あるいは翌期以降の前払税金としての
資産として認識する方法
- 繰延税金負債および繰延税金資産は、
() としてとらえる。
- 税率の変更、新税の賦課等により
修正することが認められ、()
観的な処理とも言われる。

資産負債観 に基づいた 税効果会計

資産負債法

企業会計		課税所得計算	
資産 負債	≠	資産 負債	
↓	一時差異	↓	
収益 費用	≠	益金 損金	
税引前当期純利益 (税金等調整前当 期純利益)	≠	課税所得	
× 税率		× 税率	
税金費用		当期税金	
	税金費用 法人税等調整額		
当期純利益			

課税所得計算

資産
負債

≠

企業会計

資産
負債



原因 = ()
(temporal differences)

一時差異に基づく税効果の負債性または資産性を重視して、()の金額を適切に期間配分することで、法人税等を控除する前の税引前当期純利益と() (tax expense)を合理的に対応させることを目的とする会計処理

*) 将来に一時差異が消滅するときの予想税率で税効果を計算し、税率の変更時には税効果の修正が行われる。

繰延法と資産負債法の会計処理の相違

	Deferral method	Asset-liability method
会計観	収益費用観	資産負債観
税効果会計の目的	発生した()としての税金とその繰延処理を重視する	将来()に関する情報提供に焦点を当てる
繰延税金資産の資産性の有無	将来の課税所得について考慮しないため、繰延税金資産の資産性に疑いが生じる	将来の課税所得が十分に発生して初めて将来の支払税金の減少という意味での資産性を有する
繰延税金の見直しの有無	ひとたび計上した繰延税金の見直しを行わない	繰延税金資産の()について見直しが行われる
将来の税率変更の影響	税率変更の影響を財務諸表に表示できない	税効果の修正を行うことで、税率変更の影響を財務諸表に表示する

SEC.3 資産負債法の会計処理

資産負債法

- 資産または負債の財政状態計算書上の帳簿価額と
（ ）との差額である（ ）に関して、
- 一時差異に基づく税効果を（ ）または
（ ）として認識する。

繰延税金負債

- （ ） (taxable temporary differences)
に関連して、将来の期間に課される法人税額

繰延税金資産

- 以下の項目に関して、将来の期間に回収される法人税額
 - ① （ ） (deductible temporary differences)
 - ② 税務上の（ ）の繰り越し (carryforward of unesed tax losses)
 - ③ 税額控除の繰り越し (carryforward of unesed tax credits)

・ 将来加算一時差異

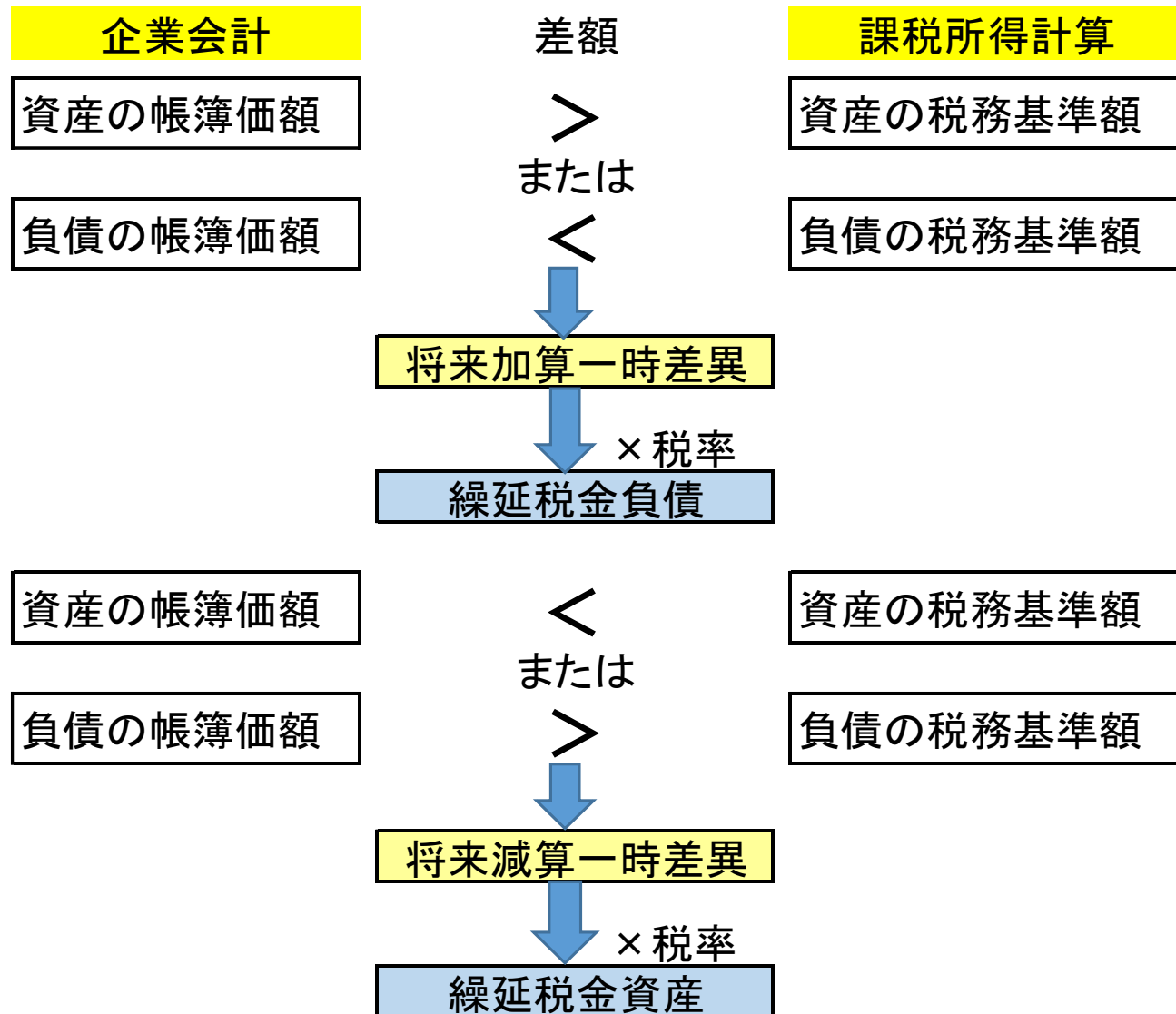
- ・ 資産または負債の帳簿価額が、将来の期間に回収または決済されたときに、その期間の課税所得の算定上、**加算される一時差異**
- ・ 例えば、利益処分による租税特別措置法上の準備金等の計上、連結会社相互間の債権と債務の消去による貸倒引当金の減額等の場合に生ずる。

・ 将来減算一時差異

- ・ 資産または負債の帳簿価額が、将来の期間に回収または決済されたときに、その期間の課税所得の算定上、**減算される一時差異**
- ・ 例えば、貸倒引当金、退職給付引当金等の損金算入限度超過額、減価償却費の損金算入限度超過額、損金に算入されない棚卸資産等に関する評価損の他、連結会社相互間の取引から生ずる未実現利益を消去した場合に生ずる。

- ・ （ ） は、当該資産の （ ） を考慮して、将来減算一時差異を利用できる**課税所得が生じる可能性が高い範囲内**で、すべての**将来減算一時差異**について認識する。
- ・ **繰延税金資産**および**繰延税金負債**は、報告期間の末日までに制定され、または実質的に制定されている税率および税法に基づいて、資産が実現する期または負債が決済される期に適用されると （ ） で算定

一時差異と繰延税金



CASE STUDY 15-1：資産負債法による税効果の計算

- ・ 下記の【資料】に基づいて、資産負債法で税効果会計を適用した場合について、以下の設問に答えなさい。なお、決算日は、12月31日とする。
 - (1) 決算日における法人税等調整額について仕訳しなさい。
 - (2) 当期純利益を計算しなさい。

【資料】

- ・ 第1期末の商品6,000千円について、陳腐化を原因とする評価損1,000千円を計上した。ただし、法人税法上、この商品評価損の損金算入は認められていない。当該商品は、第2期において処分が予定されている。
- ・ 税引前当期純利益は、10,000千円である。
- ・ 課税所得計算に基づいて、当期税金は、3,300千円と計算されている。
- ・ 法定実効税率は、30%である。

【解説・解答】

(1) 仕訳

(単位: 千円)

M/D	Debit	amounts	Credit	amounts
12/31				

一時差異 = (企業会計上の商品の簿価 - 課税所得計算上の商品の簿価)

= 5,000千円 - 6,000千円 = -1,000千円

法人税等調整額 = 一時差異 × 法定実効税率

= -1,000千円 × 30% = -300千円

- ・ 一時差異が - の場合 → (借方) 繰延税金資産 (貸方) 法人税等調整額
- ・ 一時差異が + の場合 → (借方) 法人税等調整額 (貸方) 繰延税金負債

(2) 当期純利益

当期純利益 = 税引前当期純利益 - (法人税、住民税および事業税 - 借方法人税等調整額 (+ 貸方法人税等調整額))

=